

職業生活と家庭生活を両立し、働きやすい環境を作る 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月 1日～ 令和10年11月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進を行う。

<対策>

- 令和7年12月～ 休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、多能工化など）と実施
- 令和8年 4月～ 子育て目的の休暇取得促進に向けた研修会を実施する

目標2：子どもの看護休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和7年12月～ 休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、多能工化など）と実施
- 令和8年 4月～ 子どもの看護休暇取得促進に向けた研修会を実施する

働き方の見直しと多様な労働条件整備 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 1 2 月 1 日～ 令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：時間外・休日労働削減のための措置を実施する。

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 時間外労働及び休日労働の状況の検証と次年度の削減計画の策定
- 令和 8 年 1 月～ 全従業員への年次有給休暇取得促進を啓発する
- 令和 8 年 4 月～ 全従業員への年次有給休暇取得促進の研修会を実施する

目標 2：従業員の年次有給休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 毎年度の年次有給休暇取得状況の検証と次年度の取得計画の策定
- 令和 8 年 1 月～ 全従業員への年次有給休暇取得促進を啓発する
- 令和 8 年 4 月～ 全従業員への年次有給休暇取得促進の研修会を実施する

若年者に対する適正な採用機会の確保その他の雇用管理の改善の推進 行動計画

若年者に対する適正な採用機会の確保その他の雇用管理の改善を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月 1日～ 令和10年11月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：若年者の現場見学及び若年者の資格取得支援制度の構築を行う。

<対策>

- 令和7年12月～ 若年者の現場見学受け入れ現場での安全確保のための体制作り
- 令和8年 4月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和8年 9月～ 若年者の現場見学受入の試行開始
- 令和9年 4月～ 若年者の資格取得支援制度の創設検討開始